

公立大学法人名古屋市立大学

平成20年度 年度計画

公立大学法人名古屋市立大学

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者受入れの方針

ア 学部教育

- ・ 後期日程のあり方について、他大学の動向を勘案し、本学の方針を決定する。
- ・ 全学的に入学者の追跡調査を実施し、データの集積に努める。
- ・ オープンキャンパス（大学説明会）の充実を図る。
- ・ 名古屋工業大学と合同で大学説明会を開催する。また東海3県の高等学校への訪問校及び訪問回数を増やし、入試に関する情報及び意見交換を行う。

イ 大学院教育

- ・ 博士前期課程の履修年限の短縮制度の導入について検討する。
- ・ 英語版ホームページを全研究科において作成する。

(2) 教育内容

ア 学部教育（教養教育）

- ・ 全学体制で進める教養教育改革にあわせ、各分野において提供する科目の充実を図る。
- ・ キャリアデザインに関する科目（「働くことの意味」など、生涯設計を描く上で指針となるような知識や情報の修得に重点を置いた科目）の中に、起業家の講義、児童館へのボランティア体験を組み込む等、内容の一層の充実を図る。
- ・ 課題探求型教育の充実を図るとともに、21年度に向け、課題探求型の新しいテーマ科目の開講について検討する。
- ・ 教養教育及び学部教育を横断的に履修し、持続可能な社会について体系的に学修できる学部横断的履修コースに、「次世代育成プログラム」を設置する。
- ・ 21年度に教養教育科目を共通教養科目（全学部が同じ単位数を共通に履修する科目）と系別教養科目（各学部が必要とする科目）に再編する中で、不均質性を是正するカリキュラムを一層充実させる。
- ・ コミュニケーション英語について、習熟度別クラス編成を経済学部全てのクラスで実施する。
- ・ TOEIC、TOEFL（英語についてスピーキング能力とライティング能力を同時に測定するテスト）等の検定試験成績による単位認定を実施する。
- ・ 基礎教育における人権教育の位置付けを検討する。

イ 学部教育（専門教育）

（医学部）

- ・ 4つの教育領域（科学としての医学、医療の安全と技能、社会と医学、医師としての姿勢と素養）をバランスよく学ぶスパイラル構造のカリキュラムを学年進行とともに導入し、特に医師としての姿勢と素養の領域では、職業倫理と法遵守を重視す

る。

- ・ 専門教育における履修到達レベルの底上げを目指し、より厳密な進級・卒業判定へと方式の見直しを実施する。

(薬学部)

- ・ 生命薬科学科の学生に対して、薬学部独自のPBL（問題解決型授業）/SGD（少人数対話型授業）をベースとしたカリキュラムを1年生に対して実施し、さらに3年次後期から研究室に配属し、卒業研究実習に入る。
- ・ 創薬科学プログラムにおいてとりわけ重要である、医学と化学の接点領域、バイオインフォマティクス（生物情報学）、薬物の合成戦略、DDS（Drug Delivery System）、知的財産等についての生命薬科学専門科目を実施する。

(経済学部)

- ・ 資格試験対策室を本格的に運用開始し、資格対策講座を定期的を開催する。
- ・ 経済学部生による大学院前期課程授業科目の履修を可能とする制度を検討する。

(人文社会学部)

- ・ 教育組織・教員組織の改革や学部・学科の再編・発展についての将来ビジョンを検討する。
- ・ 教員免許取得課程の年次進行に伴い、関係機関と協議してボランティア実習、教育実習について準備、実施を進めていく。
- ・ 60周年記念事業の一環としての学生ボランティア実習を推進する。
- ・ 国際交流教育プログラムをスタートさせる。

(芸術工学部)

- ・ 問題解決能力や創造性発揮を促進する実践的な教育推進のため、名古屋商工会議所冠講座、卓展、国際ワークショップ等の産学連携教育、デザイン実践教育のカリキュラム化の検討を行う。

(看護学部)

- ・ 看護実践能力を高め、本学附属病院を始め医療機関等において活躍できる人材を育成するため、新カリキュラムでの教育を開始する。
- ・ 臨床教授制度を導入する。

(全学)

- ・ PBL（問題解決型授業）及びSGD（少人数対話型授業）を導入するとともに、その他の手法等について検討する。
- ・ 大学間学生交流協定外の留学プログラムの単位認定について、学部独自の規程を整備する。
- ・ 英語による専門教育の実施が可能な科目について検討する。
- ・ 留学希望者への特別講義を実施する。
- ・ 教養教育科目において、次世代育成に関する科目の開講を検討する。
- ・ インターンシップ（学生が自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を行う制度）の単位化を実施する。
- ・ ボランティアの単位化を実施し、地域との連携を強める。
- ・ 医学部においては、医師国家試験の成績向上をめざし、6年生を対象として、国家

試験を想定した臨床総括講義と国家試験形式の卒業試験を行う。

- ・ 薬学部においては、国家試験、模擬試験の結果を、問題1問1問毎に精査し、得点の低かった問題の個々の内容にまで踏み込んで調べ、国家試験対策科目および通常の講義内容に反映できるシステムの構築を図る。
- ・ 看護学部においては、国家試験成績に対応して、指導方法の改善を検討する。
- ・ 薬学科の学生に対して、薬学部臨床薬学教育研究センターを中心にPBL（問題解決型授業）、SGD（少人数対話型授業）を1年次と3年次と4年次に導入し、薬剤師教育の6年制化に向けた薬剤師教育の充実を図る。
- ・ 薬剤師6年制教育を充実したものにするために新実習棟での運用プログラムを作成し、本学独自の薬剤師教育カリキュラムを構築する。また、薬剤師教育の6年制化へ対応するために本番と同じ規模で共用試験の2度目の試行を行なう。
- ・ 医学部、薬学部及び看護学部の連携による合同教養カリキュラムを実施する。

ウ 大学院教育

（医学研究科）

- ・ 医学研究科修士課程において、研究・教育の実効性を高めるための修士論文の具体的手続の策定、就職対策の検討を行う。

（薬学研究科）

- ・ 4および6年制学部教育に対応した大学院改組を見据え、教育内容の充実や分野再編成を含めた将来構想を具体的に検討し、設置申請に備える。

（経済学研究科）

- ・ 4～7名の教員で構成する集団指導体制に移行するなど、大学院生の研究指導体制の見直しを図る。
- ・ 他学との単位互換を活用し、社会人大学院生がステップアップできるようMOT (Management of Technology) などそれに対応した実践的な講義科目の開設を図る。

（人間文化研究科）

- ・ 定員削減計画の中、高度専門職業人や研究者育成の水準を確保するため、課題研究科目分野の再編等の対応策を立案する。

（芸術工学研究科）

- ・ 社会人、シニア層などの多様な学習需要に対応するため、「芸術工学特別講義」の市民公開を検討する。
- ・ 学位制度の弾力化を視野に入れ、課程博士学位審査における作品系教員の関係を整理するとともに、後期課程満期退学後の学位取得を可能とするための論文博士学位授与に関する規程を策定する。

（看護学研究科）

- ・ 専門看護師教育課程の審査申請を行うとともに、助産学領域を開設する。

（システム自然科学研究科）

- ・ 生体科学と情報学を個別に修得するだけでなく、それらを融合した内容も修得できるように、カリキュラム及び開講科目の妥当性と改善方法、並びに各科目間の連携について検討する。

（全学）

- ・ ティーチングアシスタント(教育的配慮のもとに教育補助業務を行う大学院生)の積極的な活用を図る。
- ・ 薬学研究科において、連携大学院2分野を発足するとともに、他大学の大学院、研究機関などとの交流を拡大、充実するほか、名古屋工業大学及び名城大学との基本協定に基づき、大学院教育の積極的な連携を進める。
- ・ 外国人大学院生に対する外国語による授業・指導方法について全学的に検討する。
- ・ 日本語能力不足の外国人大学院生に対し、教養教育科目の日本語授業の活用について検討する。

(3) 成績評価

- ・ 成績評価基準をあらかじめシラバス(講義概要)に明示し、当該基準に従って適切に、学修の評価を行う。
- ・ C A P制(学生が各学期に履修登録をする際、その登録科目数(単位数)の上限を定めた制度)及びG P A制(Grade Point Average (グレード・ポイント・アベレージ)の略で、欧米で一般的に行われている成績評価制度)の導入を検討する。

2 教育の実施体制等

(1) 教育実施体制

- ・ 担当理事のもと、全学的な教養教育を積極的に推進するための組織を新設し、教養教育の改革に取り組む。
- ・ 授業評価や、G P (文部科学省が優れた大学教育改革を支援するプログラム)の応募及び実施について、より一層の効率化を図るための事務によるサポート体制を検討する。
- ・ 学部間、研究科間の連携教育を充実する。
- ・ 他大学との単位互換に際し提供する科目の増加を図るとともに、本学学生の他大学での単位取得を促進する。
- ・ 教員の定員管理を実施するとともに、非常勤講師及び外部資金による教職員の雇用により、教育体制の充実・強化を図る。
- ・ 外国語教育充実のため、外国人教員の増員を図る。

(2) 教育環境

- ・ 分館毎の利用動向、利用実態を踏まえた提供サービスの見直しを行う。
- ・ 更新計画にそって、各部局の情報処理教育施設と総合情報センターの利用環境を統一していく方向で協議をする。
- ・ 新しいe-ラーニングシステム(自学自習システム)を構築する。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

- ・ 認証評価機関による評価を勘案した教育に関する自己点検・評価を全学で実施する。
- ・ 自己点検・評価の結果を教育内容の改善に活用する仕組みを構築する。
- ・ 学生との懇談会や、アンケートによるニーズ調査を行い、教育体制・教育の質の点検や改善に活用する。
- ・ ファカルティディベロップメント推進委員会でガイドラインを作成し、これに沿っ

て各部局で工程表を作成して、ファカルティディベロップメントを実施し、その成果等を公開する。

3 学生への支援

(1) 学習支援

- ・ オフィスアワー制度の活用状況を調査し、必要な改善を図る。また、学生用ポータルシステムなどを利用して、学生に周知する。
- ・ チューター制度の導入を引き続き検討する。
- ・ 経済学部・芸術工学部を中心として、有松開村四百年記念事業への支援を行う。

(2) 就職支援

- ・ キャリア形成を支援するため、名古屋市やOB・OGの活躍する企業の協力を得て、セミナーを引き続き実施するとともに、市大病院と連携して看護師としての働きがいについて語るキャリアセミナーを実施するほか、医学部・薬学部・看護学部の学生へのキャリア支援の強化について検討する。
- ・ キャリア支援システムを活用して、4年生の就職内定状況を的確に把握し、内定が取れていない学生に対して個別の面接の指導や採用情報の提供等の十分な支援を行う。

(4) 生活支援・健康管理

- ・ 学友会、学内学生団体と理事等との意見交流を引き続き実施し、学生の要望等をくみ上げる。

(5) 留学生、社会人学生、障害者等に対する支援

- ・ 名古屋工業大学との連携を活用するなどして、課外日本語授業等の留学生支援を充実させることを検討する。
- ・ 社会人の就学を可能とするための制度である昼夜開講制、長期履修制度等の積極的な広報に努める。

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準及び研究の成果等

- ・ 「光医療エレクトロニクス国際教育研究拠点の形成」(平成20年度グローバルCOEプログラムに申請)及び「再生医療の実現化プロジェクト」(平成20年度JSTキーテクノロジー研究開発に申請)を推進する。

(医学研究科)

- ・ 病態モデル医学分野を新設し、教授を全国公募により採用し、基礎医学研究において必須となっている実験動物研究教育センターの充実を図る。

(薬学研究科)

- ・ 連携大学院の実施や寄附講座の設置を基盤とした重点研究拠点構築についてさらに充実を図るための具体案を策定する。

(経済学研究科)

- ・ 経済研究所の「地方分権時代における大都市税財政のあり方に関する研究」等のプ

プロジェクトについて東海地域での研究拠点形成をめざした活動を行う。

(人間文化研究科)

- ・ 月例研究サロンへの市民参加者数増加や、話題提供者の学外への拡大等を通じて地域開放を一層進める。
- ・ 市民学びの会との連携を強化する。
- ・ プロジェクト研究を中心とした研究成果を人間文化研究所年報だけでなく、研究科または研究所が発行する単行本としても刊行することを検討する。

(芸術工学研究科)

- ・ 重点領域に関する国際交流、地域支援、産学官連携に係る取組を見据えつつ、重点領域研究拠点の整備に向けた検討を引き続き行う。
- ・ 複数の海外大学からの招へい講師による環境をテーマとする国際ワークショップを開催する。
- ・ ユニバーサルデザインに係る地域の療養環境支援のデザイン活動の実施とカリキュラム化の検討を行う。
- ・ 産学官連携に基づく名古屋商工会議所との冠講座を愛知学長懇話会開放科目として実施する。

(看護学研究科)

- ・ 臨床看護師や助産師並びに保健師等との交流や共同研究を推進するため、看護実践研究センター（仮称）の設立について検討する。
- ・ 地域の看護職者を対象とする生涯学習セミナー、生涯学習セミナー公開講演会、実習施設看護職者を対象とする看護研究サポートプロジェクトなどの研修会・研究会を開催する。

(システム自然科学研究科)

- ・ 生体情報分野の真に学際的な研究を共同研究等で深めるため、研究科内メンバーの相互理解を推進するセミナーを開催する。
- ・ 高度な基礎研究を推進するため、研究用最新機器を導入する方策を引き続き検討する。

(全学)

- ・ 医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科における共同研究の一層の推進を図るための制度、組織を整備する。
- ・ 研究の特色化（研究テーマの選択と重点化）に向け、環境問題、国際共同研究プロジェクトなどに対して特別研究奨励費を重点配分する。
- ・ 認証評価制度（大学等が国の認証を受けた評価団体の評価を受け、その結果が公表される制度、22年度に受審予定）に対応した研究者データベースの改善（評価団体提出データとの一元管理）を検討する。

2 研究の実施体制等

(1) 研究成果の評価

- ・ 研究成果の評価を実施するとともに、研究費・処遇等への反映について検討を進める。

(2) 研究資金の獲得・配分

- ・ 大型研究資金の獲得に向け、他大学との連携を推進し、共同申請を行うなど、全学をあげて積極的かつ組織的に取り組む。
- ・ 科学研究費補助金申請率の一層の向上を図り、より多くのより大型の研究費の獲得を目指す。また、間接経費を積極的に活用し、研究環境の充実を図る。
- ・ 共同研究の件数を25件にするとともに、受託研究の件数を105件にする。

(3) 研究体制の整備

- ・ 研究科間の連携を推進するとともに産学官連携を推進するため、特別研究奨励費による「研究成果発表会」を学外のコーディネーターの参加も得て引き続き開催する。
- ・ 分子医学研究所、経済研究所及び人間文化研究所等を健康福祉、環境問題等の社会のニーズに対応した先端研究又は共同研究を推進する組織として位置づけ、研究とそれに基づく社会貢献を引き続き推進する。

(4) 知的財産の創出

- ・ 研究室訪問、発明相談の実施に加え、各キャンパスにおける定期相談所の設置、少人数の研究者を対象とする講習会を定期的を開催するなど、研究者と直接交流する機会を増やすことにより、研究成果の特許化など知的財産の創出、管理及び活用を行う。また、知的財産の活用、産学官連携を担う人材の育成を図る。
- ・ 外部支援機関と共同して研究成果・技術シーズ発表会を開催するとともに、東京で開催されるシーズ発表会（イノベーションジャパン大学見本市等）に参画するなど、企業等へ研究成果シーズを引き続き積極的に公開する。

第3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

1 市民・地域社会との連携

(1) 市民

- ・ 時代のニーズ、市民のニーズに適合した多様な公開講座（市民公開講座・連続講座・授業公開・サイエンスカフェ・Human& Socialサイエンスカフェ等）を引き続き開講する。
- ・ 引き続き全学部において連続講座を実施する。また、アンケートを実施し、市民ニーズを踏まえた内容の充実を図る。
- ・ 専門職業人教育の充実策を検討するとともに、同窓会との協力をもとにした卒業教育講座の実施について引き続き検討する。
- ・ 高齢者の興味・関心の高いテーマについて公開講座等を実施する。
- ・ 高度な知識・技術をもった団塊の世代またはNPOの人材を講師として公開講座等を実施する。
- ・ 夜間開館時と土曜日にも職員を配置することで市民が利用できる時間帯を全開館時間（9:00～21:00）とする。

(2) 地域社会等

- ・ 名古屋市病院局の開設という新たな局面に人事面等で全面的に協力し、大学病院と市立病院の連携強化を図る。

- ・ 市立病院の公営企業法の全部適用と再編に協力し、有機的連携と機能分担を具体的に検討する。
- ・ 教員の健康・医療等の専門技術を活かし「健康教育研究推進センター」において「高齢者の健康づくりのための地域ボランティアリーダーの養成に関する調査研究事業」を引き続き実施するとともに、平成 19 年度セミナー受講者のフォローアップを行うなどの地域・社会貢献活動を実施する。
- ・ 愛知学長懇話会の「コーディネート科目」について、本学教員がコーディネーターを務め、「なごや環境大学共育講座」として「生物多様性」をテーマとする連携講座を開催する。
- ・ 「環境デーなごや」に出展し、本学の取り組みを引き続き積極的に広報する。
- ・ 「なごや環境大学」に連携した講座を開催する。
- ・ 名古屋市等と連携して、まちづくり等について提言を行うことや、学生の自主的な活動である大学祭との連携等により、地域や産業の活性化に引き続き寄与する。
- ・ 健康づくり、環境問題など、地域社会・国際社会への貢献に取り組むにあたり、引き続き NPO 法人等との連携を進める。

2 産学官連携

(1) 行政

- ・ 行政が主催する委員会等への参画を推進するため、組織的に対応し、「研究者プロフィール」（冊子）を配布するなど参画の推進に努める。
また、名古屋市等行政機関が主催する各種イベントに積極的に参加し、大学からの情報発信に努めるとともに、行政や地域のニーズを的確に把握するなど、名古屋市等行政機関との連携を推進する。
- ・ 次世代育成、男女共同参画、ユニバーサルデザイン施策について名古屋市等との連携を推進する。
- ・ 名古屋市等からの受託研究や共同研究を行い、その成果を発表するシンポジウムを開催するなど地域貢献を推進する。
- ・ 小・中・高校、養護学校と相互に連携し、以下の取り組みを行う。
 - ・ 「教えて博士！なぜ？なに？ゼミナール」への参加
 - ・ 「ひらめき☆ときめきサイエンス」への応募と開催を目指す
 - ・ サイエンス・パートナーシップ・プロジェクトへの応募と開催を目指す
 - ・ スーパーサイエンスハイスクール（将来の国際的な科学技術系人材の育成を目的に文部科学省が指定）である名古屋市立向陽高校との連携事業
 - ・ 教育機関への学生ボランティアの派遣を促進する
 - ・ オープンキャンパスにおいて若者の家庭観育成、及び家庭と地域のあり方を考えるための公開講座を実施する

(2) 企業

- ・ 本学発のベンチャー企業に対し、情報交換、広報等の支援を行うとともに、「名古屋医工連携インキュベータ」の審議機関である運営委員会（国、愛知県、名古屋市、大学等により構成）に参画することにより支援策を検討していく。
- ・ 日本政策投資銀行との連携事業を引き続き実施する。

第4 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・ 「国際交流推進センター」において、国際交流の一層の推進を図る。
- ・ 引き続き大学間交流協定大学の増加を図るとともに、協定大学への学生等の派遣及び協定大学等からの受入により、国際交流の推進を図る。
- ・ 20年8月に開催予定の「NAGOYA環境デザイン国際会議」において、欧米・アジアの大学から教員及び学生を招へいし、国際交流を推進する。
- ・ 引き続き留学生会との連携を深め、名古屋市立の小学校へ留学生派遣を実施する。
- ・ 教員の海外派遣事業及び外国人研究者の招へい事業等により国際共同研究を引き続き推進する。
- ・ 引き続き海外技術協力や人道的支援に関する情報の収集及び提供を推進するなど、学生・教職員に対して、国際貢献活動への参加を促す。
- ・ スリランカにおけるバナナ・ペーパーの普及活動のため、JICA(国際協力機構)による草の根技術協力事業に応募する。

第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ・ 東市民病院との電子カルテの連携システムの稼働を行うとともに、東部及び西部医療センターの開設準備に協力し、名古屋市病院局及び市立病院との連携を強化する。
- ・ 内科と外科の再編を、さらに進めるため、教授職の増加などによる「大講座化」を視野に入れ、準備を進める。
- ・ 地域医療連携を推進するため、病診連携システム運営協議会において登録医への加入を積極的に働きかけるとともに、医師会等関係機関と連携して、地域医療機関のニーズを把握し、対応等を検討する。

また、退院支援事業を病院の中心的機能の一つとして発展させるため、医療・福祉地域連携室長を専任化するとともに、連携パス等の対応を検討する。
- ・ NST(栄養サポートチーム)支援システムの運用を開始するとともに、脳卒中ケアユニットおよび血管内治療(循環器、脳血管)チームの設置について検討する。また、地域がん診療連携拠点病院および肝疾患診療連携拠点病院の指定を受け、腫瘍センターや肝疾患相談センターなどを設置する。
- ・ 災害拠点病院として大規模災害時におけるマニュアルを整備し、大規模災害を想定した訓練を実施するとともに、救急医療とコア診療を担うそれぞれの部門が協力的に、診療科の枠を超えた救命救急教育センター(仮称)の設置を検討する。
- ・ 一般駐車場、駐輪場、地下鉄桜山駅から外来診療棟までのアプローチ整備及び病院敷地内の植栽整備のための工事を行う。
- ・ 患者情報ライブラリーの図書資料、視聴覚資料等の充実を図るとともに、糖尿病、心臓・高血圧、脳卒中、認知症の予防と治療に関する教室を開催し、市民・患者の健康教育の啓発に努める。
- ・ PET-CT、3T-MRI導入及び東棟の建設について検討するとともに、各診療科の特徴作りに必要な機器の整備計画を立案する。
- ・ 臨床工学技士を増員し、医療機器安全管理体制の充実を図るとともに、医療安全管理室による職場巡視を実施し、現場において直接指導を行う。

また、eラーニングによる各職員の安全教育の浸透度と到達度を把握できるシステムの構築を検討する。

- ・ 医療安全管理を考慮した次世代電子カルテシステムを検討するため、要件調査を行う。
- ・ 患者から見てわかりやすい治療成績データ公表を検討する。
- ・ 診療情報管理士を更に増員し、患者への診療内容説明に活用できるように、診療記録内容の充実及び治療成績データの作成及び評価を推進していく。
- ・ 研修医・コメディカル（医療関係技術職員）の教育プログラムに基づき教育研修を実施する。
- ・ 先進医療の届け出に必要な症例を増加させるため、その医療行為にかかる費用を病院が負担する制度の確立を図る。

また、医薬品臨床試験実施件数を増加させるとともに、中央手術部の運営改善・体制増強により、手術件数を増やす。

- ・ 病院にかかる予算執行権限について、病院長への移譲を検討するとともに、大学法人の固有職員を病院経営の専門家とするために採用する。
- ・ 部門別だけでなく、診療行為別、個人別原価計算を可能とした、ABC原価計算システムを構築する。
- ・ 在庫の適正化を進めるとともに、後発医薬品の導入拡大を進め、引き続き医薬材料比率を33%以下にする。
- ・ 検査実施時間の延長等を実施するとともに、IMRTの1日あたりの件数を6.5件、年間手術件数を5,300件とする。
- ・ 平均在院日数を18日まで短縮する。

第6 情報システムの改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 総合情報センターシステムの更新を行い、情報ネットワークの充実、セキュリティ強化を図る。
- ・ 情報ネットワークの管理の一元化について各部局の管理・運用状況等を整理し、課題の分析、対応策を検討する。
- ・ 学生用ポータルシステムに新たな機能を追加するための参考として、他大学の動向を調査する。
- ・ 総合情報センターにおいて、全学で利用可能なデータベースの充実を図る。
- ・ 大学ホームページにおいて、ニュース、イベント等の情報を始めとしてさらなる内容の充実を図る。
- ・ ヘルプデスクのあり方について、各部局の要望内容を考慮し、新たに配置するか、現在の体制に組み込むかの方針を決定する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 経営審議会、教育研究審議会及び部局長会議を随時開催する。
- ・ 本学ホームページでの審議会等の情報公開について検討する。
- ・ 大学運営が今後さらに厳しくなる中、大学連携等への対応に備えるため、法人の企画機能を強化する。

- ・ 教員倫理綱領、職員倫理規程、倫理行動指針等を全教職員に周知徹底するとともに、制度面において、さらなる内部監査機能の充実を図る。

第2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 山の畑キャンパス将来計画検討委員会において、施設整備、自然科学系学部の創設、既設の学部・学科の再編等について調査検討する。
- ・ 教員組織の見直しに応じた給与制度の見直しを引き続き検討し、新たな制度を策定する。

第3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・ 教授職への任期制の導入について医学部、薬学部以外の学部にも拡大する。
- ・ 大学法人の固有職員の幹部職員への登用及び採用に関する人事計画を実施する。
- ・ 障害者の雇用計画の達成に向け、雇用を促進する。
- ・ 効率的な定員の配置や多様な雇用形態の採用などにより、運営費交付金対象職員定員を前年度より5名削減するとともに、事業収益見込みを基に、事業収益対象職員の定員管理を行う。
- ・ 人事計画を前提として、大学法人の固有職員の新規採用選考を実施するとともに、名古屋市からの派遣職員の派遣解除後の大学法人の固有職員への切替えを行う。
- ・ 教員の任期制を導入する職種等及び外部資金を活用した雇用を拡大する。
- ・ 教員業績評価制度を構築し、実施する。
- ・ 大学法人の固有職員の評価制度について検討し、実施する。
- ・ 女性教員の登用方針の徹底を図り、女性教員比率を向上させるとともに、勤務環境等の改善を実施する。

第4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 契約職員の活用とともに、専門的な知識、技能が必要な部署における大学法人の固有職員への切替えを計画的に実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

- ・ 今後も他大学の決算状況と比較し、経営改善に努めていく。
- ・ 経営改善努力の成果が還元できるよう目的積立金を財源として投資を行い、収益の獲得等に努める。また、投資の効果を計るため、検証を行う。

第2 外部研究資金その他の自主財源の確保に関する目標を達成するための措置

- ・ 外部資金獲得額を年間7億8千万円にする。
- ・ 他大学の動向や本学の運営費の状況などを総合的に勘案し、学費の改定や実習費等の経費を学生に自己負担させることについて検討する。
- ・ 病院収入等の自主財源の増加に向け、手術件数の増加による入院単価の向上など実現可能な方策から順次実施する。

- ・ 19 年度に設立した開学 60 周年記念事業準備委員会（20 年度組織改編）において、各学部同窓会及び大学院同窓会との共同事業について検討する。

第 3 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 限られた財源を効果的に活用するため、長期継続契約の拡充や、共通使用物品の一括購入など契約事務を見直し、経費の抑制を図る。
- ・ 各種業務の内容、性格等を分析し費用対効果を検証のうえ、順次 I T 化や外部委託化を引き続き進める。
- ・ 管理経費を対前年比で 3 %削減する。
- ・ 省エネルギー対策を講じるため、引き続きキャンパスごとの使用エネルギーの実態調査を実施し分析を行うとともに、省エネルギータイプの設備及び機器の導入等により省エネルギー対策を順次実施し、使用エネルギー量を対前年比で 4 %削減する。

第 4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 学部・研究科及びキャンパス間で相互に利用可能な施設などの一覧及び手続きを学内ホームページに掲載し、共同利用を開始する。
- ・ 大学施設の貸付を推進し、資産の効率的な運用を図る。
- ・ 主要設備以外の設備について調査を実施するとともに、耐用年数（分解整備実施年数）についての調査を実施し、適切な耐用年数を設定する。
- ・ 教員に対する特許相談や技術シーズの移転について、科学技術振興機構（J S T）及び名古屋産業科学研究所（中部 T L O）の協力のもと引き続き実施する。

IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

第 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 自己点検・評価の基礎となる大学諸活動のデータベース整備を行う。

第 2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ 各学部及び学科のパンフレット、ホームページ等の内容をより一層充実する。
- ・ 同窓会の全学的組織化について引き続き検討する。

V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 薬学部校舎等の改築工事（第 1 期工事）をスケジュールどおり進め、実習棟を 11 月末に完成させる。併せて早期に実習棟の備品の発注を行い、21 年 1 月からの供用開始に間に合うよう進める。
- ・ 川澄・山の畑キャンパスの耐震改修工事を実施するとともに、留学生宿舎のアスベスト対策工事を順次実施する。
- ・ 重点整備設備のバリアフリー計画（素案）に基づいて、改修工事を実施する。
- ・ 山の畑キャンパスのグラウンド、運動施設等の改修及び整備方法について検討すると

ともに、北千種キャンパスのアリーナについては耐震性能に問題がある点を踏まえ、取り壊しも含め建物及び土地の有効利用について検討する。また、名古屋工業大学との連携協力による運動施設等の相互利用について、実施に向け作業をすすめる。

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・ 教職員・学生に対し、e-ラーニングを活用する等、環境問題に関する研修を引き続き実施する。
- ・ ボランティア活動を通じて、学生の環境問題に関する社会活動等への参加を促進する。
- ・ 「環境問題の解決と挑戦」を引き続き特別研究奨励費の重点課題として位置づけ、先端的な研究に優先的に予算を配分する。
- ・ 名古屋市が誘致をめざす生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催に向け、生物多様性科学研究会（生物多様性に関連する研究者を構成員とする研究会であり、本学からはシステム自然科学研究科の教員等が参加）と連携して積極的に協力する。
- ・ 生物多様性条約事務局職員を本学教員として招へいし、名古屋市に対し提言等を行う。
- ・ 川澄キャンパスにおいて、省エネタイプの設備及び機器（HF型照明器具・冷却塔のインバータ化等）導入の検討を行い、改修計画を策定する。
- ・ 環境問題への取り組みの成果について、名古屋市立大学環境報告書を作成する。
- ・ 非常配備計画や防災計画に基づき防災訓練等を実施する。
- ・ ハラスメント相談員（ハラスメントの相談を受ける相談員）に対する研修を実施する。
- ・ 男女共同参画行動計画を策定し、実施する。
- ・ 学内保育所を開設する。
- ・ 次世代育成支援行動計画を策定し実施するとともに、学内の周知を図る。

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成20年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8,525
自己収入	19,350
授業料及び入学金検定料収入	2,364
附属病院収入	16,550
雑収入	436
施設整備費補助金	4,024
受託研究収入等	980
計	32,879
支出	
業務費	27,175
教育研究経費	1,833
診療経費	9,641
人件費	15,701
一般管理費	700
施設整備費	4,024
受託研究費等	980
計	32,879

2 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	29,594
経常費用	29,594
業務費	27,639
教育研究経費	1,633
診療経費	9,325
受託研究費等	980
人件費	15,701
一般管理費	683
財務費用	6
減価償却費	1,266
臨時損失	0
収入の部	29,596
経常収益	29,596
運営費交付金収益	8,525
授業料等収益	2,290
附属病院収益	16,594
受託研究収益等	980
雑益	436
資産見返負債戻入	771
臨時利益	0
純利益	2

3 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	32,879
業務活動による支出	28,597
投資活動による支出	4,276
財務活動による支出	6
資金収入	32,879
業務活動による収入	28,849
運営費交付金による収入	8,525
授業料及び入学検定料による収入	2,364
附属病院収入	16,550
受託研究収入等	980
その他の収入	430
投資活動による収入	4,024
財務活動による収入	6

VII 短期借入金の限度額

1 限度額

25億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要な対策費として借り入れすること。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・薬学部校舎の整備 ・附属病院の整備	総額 4,024	施設整備費補助金